Shibaura Machine

第101回
定時株主総会招集ご通知

日 時　2024年6月24日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所　東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲　3階「ROOM1+2+3」
開催場所は昨年と同じ会場ですが階が異なりますのでご注意ください。

ライブ配信のご案内

株主総会当日は、ご自宅等から株主総会の模様をリアルタイムでご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。
詳細は5頁に記載の「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認ください。

- 本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜わりますようお願い申しあげます。
- 全ての議決権を有する株主様に対して、株主総会参考書類を含めてお送りしております。また、書面交付請求された株主様には、会社法及び当社定款の定めに従って作成した交付書面をお送りしております。

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6104/

芝浦機械株式会社
証券コード：6104

証券コード：6104
2024年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
芝浦機械株式会社
取締役社長　　坂　元　繁　友

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.shibaura-machine.co.jp/jp/ir/sokai.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6104/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「芝浦機械」または「コード」に当社証券コード「6104」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁～4頁のご案内に従って、2024年6月21日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場　　所　東京都中央区八重洲一丁目3番7号　八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲　3階　「ROOM1+2+3」
開催場所は昨年と同じ会場ですが階が異なりますのでご注意ください。

3. 目的事項

報告事項
1. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬決定及び報酬額改定の件

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬決定及び報酬額改定の件

4. その他招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵複数回議決権を行使された場合は、**最後に行われた議決権行使を有効**なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、**インターネット等によるものを有効な議決権行使**としてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎全ての議決権を有する株主様に対して、株主総会参考書類を含めてお送りしております。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
　①事　業　報　告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
　②連結計算書類：連結注記表
　③計　算　書　類：個別注記表
◎本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜わりますようお願い申しあげます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、
ご行使いただきますようお願い申しあげます。

株主総会への出席による議決権行使の場合

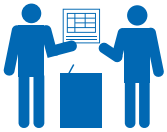

議決権行使書用紙を会場受付へ
ご提出ください。

株主総会開催日時
2024年６月24日（月曜日）午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。また書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限
2024年６月21日（金曜日）午後５時30分

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（右記）をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限
2024年６月21日（金曜日）午後５時30分

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使のお取扱いについて
   ⑴ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
   ⑵ 議決権の行使期限は、2024年６月21日（金曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
   ⑶ 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
   ⑷ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
   ⑴ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
   ⑵ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
   ⑶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

二次元コードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードを読取ってください。

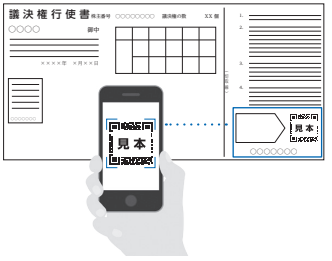

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

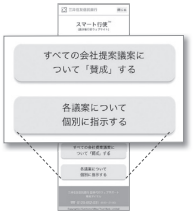

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※二次元コードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

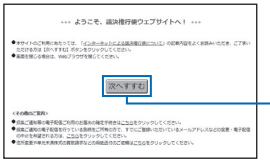

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

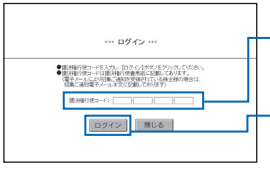

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

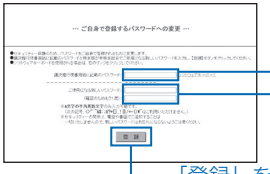

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等から株主総会の模様をリアルタイムでご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1．配信日時

2024年6月24日（月曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページへは、株主総会開始時刻30分前の午前9時30分頃よりアクセスいただけます。

2．当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる**「株主番号」**をあらかじめご用意の上、パソコンまたはスマートフォン等で以下URLまたは二次元コードからアクセスをお願いいたします。
（議決権行使書を投函する前に「株主番号」を必ずお手元にお控えください。）

二次元コード

視聴用ウェブサイトURL	https://inc-live.3esys.jp/streaming/shibaura-machine2024/index

※2024年6月17日（月曜日）午前9時から株主総会当日の午前9時30分までの間、上記方法にて視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。ご視聴を予定されている株主様におかれましては、事前テスト配信にて視聴環境のご確認をお願いいたします。

① ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）
② パスワード：2024年3月末時点における株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（7桁の半角数字）

3．ご留意事項

⑴ やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト（https://www.shibaura-machine.co.jp）にてお知らせいたします。
⑵ **本ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3頁～4頁にてご案内の方法により事前に行使くださいますようお願い申しあげます。**
⑶ ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
⑷ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等への公開等は、固くお断りいたします。
⑸ ライブ配信終了後のオンデマンド配信は行いませんので、予めご了承ください。
⑹ インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
⑺ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
⑻ 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
⑼ ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】
「映像が映らない」、「視聴ページへのアクセス方法が分からない」などネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせは、以下の「サポート窓口」までお問い合わせください。

芝浦機械株主総会配信サポート窓口 ： ０１２０－７５８－７５０

受付期間：2024年6月17日（月）～6月24日（月）株主総会当日まで　※土・日・祝日等を除く
受付時間：午前9時～午後6時まで〔6月24日（月）は、株主総会終了時刻まで〕

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由
　取締役の員数を現況に合わせるとともに、事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役の員数の上限を減員するものであります。
　なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容
　変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第17条　（条文省略） （取締役の定員および選任） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、株主総会で選任する。 ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 2.　（条文省略） 3.　（条文省略） 第19条～第36条　（条文省略）	第１条～第17条　（現行どおり） （取締役の定員および選任） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とし、株主総会で選任する。 ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり） 第19条～第36条　（現行どおり）

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏　　名	当社における現在の地位及び担当	備　　考	取締役会出席状況
1	坂元 繁友（さかもと しげとも）	代表取締役社長　社長執行役員 最高経営責任者　最高執行責任者	再任	17回中17回（100%）
2	大田 浩昭（おおた ひろあき）	取締役　専務執行役員　最高財務責任者 経営企画本部分担、経営管理本部分担	再任	17回中17回（100%）
3	小池 純（こいけ じゅん）	専務執行役員　成形機カンパニー長 SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD. 董事長	新任	—
4	甲斐 義章（かい よしあき）	常務執行役員 経営企画本部長兼経営管理本部長	新任	—
5	佐藤 潔（さとう きよし）	社外取締役	再任 社外　独立	17回中17回（100%）
6	岩崎 清悟（いわさき せいご）	社外取締役	再任 社外　独立	17回中17回（100%）
7	寺脇 一峰（てらわき かずみね）	社外取締役	再任 社外　独立	17回中17回（100%）
8	早川 知佐（はやかわ ちさ）	社外取締役	再任 社外　独立	17回中16回（94%）
9	板垣 絵里（いたがき えり）	—	新任 社外　独立	—

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	再任 坂元繁友（さかもと しげとも） （1958年5月22日）	1983年４月　当社入社 2006年６月　当社企画部長 2009年６月　当社取締役 2010年６月　当社東京本店長 同年10月　当社グローバル戦略室長 2013年６月　当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長 2016年６月　当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼経営企画本部長兼相模工場長、ＲＭＯ 2017年４月　当社工作機械ユニット長兼御殿場工場長 同年６月　当社経営企画本部分担、ＴＱＭ推進室分担 2019年６月　当社代表取締役副社長執行役員 2020年２月　当社代表取締役社長　社長執行役員　最高執行責任者（現任） 同年４月　当社輸出管理本部長 2021年６月　当社最高経営責任者（現任）	17,747株
	【取締役候補者とした理由】 坂元繁友氏は、経営企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、2020年2月に当社代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきました。今後も更なる企業価値の向上及び経営基盤の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2023年4月1日から2024年3月31日まで）】 17回中17回全てに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	再任 大田 浩昭（おおた ひろあき） (1962年3月7日)	1984年４月 ㈱三井銀行（現、㈱三井住友銀行）入行 2001年４月 大和証券SMBC㈱（現、大和証券㈱）入社 2009年２月 GCAサヴィアン㈱（現、フーリハン・ローキー㈱）入社 2014年３月 ㈱メザニン監査役 同年８月 GCA FAS㈱（現、G-FAS㈱）監査役 2015年２月 GCAサヴィアン㈱（現、フーリハン・ローキー㈱）CFO、マネージングディレクター GCA Savvian Singapore Private Ltd.（現、Houlihan Lokey Advisers Singapore Private Ltd.）取締役 同年３月 GCAサヴィアン㈱（現、フーリハン・ローキー㈱）取締役CFO、マネージングディレクター 2017年４月 GCA㈱（現、フーリハン・ローキー㈱）マネージングディレクター 2020年４月 GCAパートナーズ㈱（現、フーリハン・ローキー㈱）専務執行役員 同年６月 当社取締役 同年８月 当社取締役　専務執行役員　最高財務責任者、経営企画本部分担（現任） 2022年６月 当社経営管理本部分担（現任）	6,317株
	【取締役候補者とした理由】 大田浩昭氏は、他社での業務執行を通じた財務や企業経営に関する豊富な経験と実績をもとに、CFOとして当社グループの経営体制の強化を担っております。今後も当社グループの経営体制の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2023年4月1日から2024年3月31日まで）】 17回中17回全てに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	新任 小池（こいけ）　純（じゅん） （1962年6月19日）	1985年４月　当社入社 2014年６月　当社射出成形機事業部長 2016年６月　当社執行役員 2017年６月　当社取締役執行役員、成形機ユニット長、東京本店長 2018年６月　当社取締役常務執行役員、産業機械ユニット長、相模工場長 2019年６月　当社上席常務執行役員、産業機械ユニット長、グローバル推進本部長、東京本店長 2020年４月　当社成形機カンパニー長、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO., LTD.（現、SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.）董事長（現任）、グローバル推進本部長、東京本店長 2023年６月　当社専務執行役員（現任）	6,700株
	【取締役候補者とした理由】 小池純氏は、これまでの成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、成形機カンパニー長としての観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。		
4	新任 甲斐（かい）　義章（よしあき） （1972年2月20日）	1997年４月　当社入社 2018年４月　当社経営企画本部経営企画部長 2019年６月　当社経営企画本部経営戦略室長 2020年６月　当社執行役員 当社経営企画本部長（現任） 2022年６月　当社経営管理本部長（現任） 2023年６月　当社常務執行役員（現任）	700株
	【取締役候補者とした理由】 甲斐義章氏は、工学博士としての専門的知見を有し、全社研究開発部門での経験と実績に加え、経営企画部門における豊富な経験と実績をもとに、当社グループの経営の中核を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任
社外取締役候補者
独立役員候補者

佐藤（さとう） 潔（きよし）
（1956年4月2日）</td><td>1979年４月　東京エレクトロン㈱入社
2003年４月　同社社長付執行役員
同年６月　同社代表取締役社長
2009年４月　同社取締役副会長
2011年６月　同社取締役
Tokyo Electron America, Inc.取締役会長
Tokyo Electron Europe Ltd.取締役会長
2013年11月　TEL Solar AG取締役社長
2016年６月　東京エレクトロン山梨㈱監査役
2017年６月　当社社外取締役（現任）
2019年６月　マツダ㈱社外取締役（現任）
同年同月　稲畑産業㈱社外取締役</td><td rowspan="2">0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
佐藤潔氏は、人格、見識ともに優れており、海外事業を含め他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。
【独立性について】
重要な兼職先であるマツダ㈱と当社との間に、特別の関係はありません。
【取締役会出席状況（2023年4月1日から2024年3月31日まで）】
17回中17回全てに出席</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
社外取締役候補者
独立役員候補者

岩崎（いわさき） 清悟（せいご）
（1946年10月8日）</td><td>1969年３月　静岡ガス㈱入社
1988年７月　同社総合企画グループリーダー
1996年３月　同社取締役
2000年３月　同社常務取締役
2001年３月　同社専務取締役
2006年３月　同社代表取締役　取締役社長
2011年１月　同社代表取締役　取締役会長
2014年５月　スター精密㈱社外取締役（現任）
2015年６月　㈱村上開明堂社外取締役（現任）
2018年１月　静岡ガス㈱取締役特別顧問
同年６月　当社社外取締役（現任）
2020年３月　静岡ガス㈱特別顧問</td><td rowspan="2">7,400株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
岩崎清悟氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。
【独立性について】
重要な兼職先であるスター精密㈱、㈱村上開明堂と当社との間に、特別の関係はありません。
【取締役会出席状況（2023年4月1日から2024年3月31日まで）】
17回中17回全てに出席</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任
社外取締役候補者
独立役員候補者

寺脇（てらわき）　一峰（かずみね）
（1954年4月13日）</td><td>1980年４月　東京地方検察庁検事任官
2014年１月　公安調査庁長官
2015年１月　仙台高等検察庁検事長
2016年９月　大阪高等検察庁検事長
2017年４月　大阪高等検察庁検事長退官
同年６月　弁護士登録（東京弁護士会）、鈴木諭法律事務所（現、シン・ベル法律事務所）（現任）
2018年２月　キユーピー㈱社外監査役（現任）
同年６月　㈱商工組合中央金庫社外監査役（現任）
2019年６月　当社社外取締役（現任）
同年６月　鹿島建設㈱社外監査役
2023年６月　鹿島建設㈱社外取締役（現任）</td><td rowspan="2">700株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
寺脇一峰氏は、人格、見識ともに優れており、検察官及び弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。
【独立性について】
重要な兼職先であるキユーピー㈱、㈱商工組合中央金庫、鹿島建設㈱と当社との間に、特別の関係はありません。
【取締役会出席状況（2023年4月1日から2024年3月31日まで）】
17回中17回全てに出席</td></tr>
</table>

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 早川（はやかわ）知佐（ちさ） （1968年6月27日）	1991年４月 ㈱三洋証券入社 1998年３月 ㈱ファンケル入社 2009年７月 カルビー㈱入社 2011年４月 同社IR部長 2013年４月 同社執行役員、IR本部長 2014年４月 同社経営企画・IR本部長 2016年４月 同社東日本事業本部副本部長 2017年４月 同社東日本事業本部長 2019年４月 同社財務経理本部長 2020年６月 当社社外取締役（現任） 2021年４月 カルビー㈱財務経理・IR本部長 2022年３月 ㈱ミルボン社外取締役（現任） 同年４月 カルビー㈱常務執行役員CFO 2023年４月 カルビー㈱執行役員カルビーアジア・オセアニアリージョンCFO（現任）	1,100株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 早川知佐氏は、人格、見識ともに優れており、税理士、証券アナリストとしての専門的な知識及び幅広い業務執行を通じて得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 重要な兼職先であるカルビー㈱、㈱ミルボンと当社との間に、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況（2023年4月1日から2024年3月31日まで）】 17回中16回に出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者 いたがき　えり 板垣　絵里 （1960年9月22日）	1983年４月　住友商事㈱入社 1988年２月　アンダーセングループ（現、有限責任あずさ監査法人）入社 1995年１月　公認会計士・税理士板垣総合事務所入所 1996年４月　同事務所副所長 2020年６月　全国保証㈱社外監査役（現任） 2021年９月　㈱ニイタカ社外取締役（監査等委員）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 板垣絵里氏は、人格、見識ともに優れており、大手監査法人及び公認会計士事務所に長年従事し得られた会計分野における専門的知見及び他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。 【独立性について】 重要な兼職先である全国保証㈱と当社との間に、特別の関係はありません。		

（注）1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小池純氏は、2017年6月から2019年6月まで当社取締役に就任しておりました。
3. 佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐、板垣絵里の五氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐の四氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって佐藤潔氏は7年、岩崎清悟氏は6年、寺脇一峰氏は5年、早川知佐氏は4年となります。
5. 当社は佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐の四氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、四氏の再任が承認された場合、当社は四氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、板垣絵里氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐の四氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、四氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、板垣絵里氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

（ご参考1）第2号議案承認可決後の取締役が有する知識・経験・能力

第2号議案が承認可決され、本定時株主総会終了後の取締役会で承認された場合の取締役会の体制は以下のとおりです。なお、取締役の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

<当社取締役のスキル・マトリックス>

当社は現中期経営計画の達成にあたり特に必要なスキルとして従来からの経営的、営業的、技術的専門能力に加えより高度なファイナンスの知識、株式市場との対話能力等を重視しており、独立社外取締役にはマネジメントに精通した企業経営経験者及びコンプライアンス、企業法務に精通した弁護士、財務会計に精通した公認会計士、IRの専門家などの専門性の高い人材を選任して、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを取るようにしています。

氏名	役職	性別	専門性を発揮できる分野と経験								
			企業経営	内部統制・ガバナンス	法務・コンプライアンス	財務・会計	M&A・提携	ＩＲ・ＳＲ	製造・開発	マーケティング	国際経験
坂元　繁友	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 最高執行責任者	男性	●	●			●	●	●	●	●
大田　浩昭	代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者	男性	●	●		●	●	●			●
小池　純	取締役 専務執行役員	男性	●	●					●		●
甲斐　義章	取締役 常務執行役員	男性	●	●			●		●		
佐藤　潔	社外取締役	男性	●	●			●			●	●
岩崎　清悟	社外取締役	男性	●	●						●	
寺脇　一峰	社外取締役	男性		●	●						
早川　知佐	社外取締役	女性		●		●		●			
板垣　絵里	社外取締役	女性		●		●	●				
髙橋　宏	取締役（常勤監査等委員）	男性		●		●					●
今村　昭文	社外取締役（監査等委員）	男性		●	●						
荻　茂生	社外取締役（監査等委員）	男性		●		●					●

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月26日開催の第100回定時株主総会において決議された補欠の監査等委員である取締役竹内信博氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
宇佐美　敦子（うさみ　あつこ） （1960年3月9日）	1984年４月　東京国税局入局 1996年９月　山田&パートナーズ会計事務所（現、税理士法人山田&パートナーズ）入所 2007年７月　国税不服審判所　国税審判官 2011年７月　税理士法人山田&パートナーズ 2013年１月　同税理士法人社員（現任） 2019年１月　同税理士法人代表社員 2021年６月　東テク㈱社外取締役（現任）	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宇佐美敦子氏は、人格、見識ともに優れており、税理士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。 【独立性について】 重要な兼職先である東テク㈱と当社との間に、特別の関係はありません。		

（注）1. 宇佐美敦子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇佐美敦子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 宇佐美敦子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。宇佐美敦子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 宇佐美敦子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬決定及び報酬額改定の件

1．提案の概要

本議案は、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会においてご承認をいただき導入した、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする二種類の譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度のうち「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」（以下「本制度」といいます。）について、導入時以降の株価の推移を踏まえて給付水準を見直し、本制度に基づき対象者に付与する金銭報酬債権の総額の上限を引き上げるよう変更することについてのご承認をお願いするものであります。

具体的には、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、年額63百万円以内といたします。なお、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本議案は、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して設定されている本制度の報酬枠を変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.（イ）」に記載のとおりでありますが、本議案及び第5号議案をご承認いただいた場合、（ご参考2）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2．本制度について

(1)本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行しまたは処分し、これを保有させるものです。本制度は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」であり、譲渡制限の解除日は原則として取締役の退任日です。

本制度に基づき当社が発行しまたは処分する普通株式の総数は年19,000株以内といたします。ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調

整できるものとします。
　1株当たりの払込金額は、株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

(2)勤務継続型譲渡制限付株式報酬について
　本制度による当社の普通株式の発行または処分は原則として毎年行い、対象取締役の役位に基づいて取締役会があらかじめ定めた株式数を譲渡制限付株式として交付します。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株当たりの払込金額に、交付株式数を乗じた額とします。当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとします。
① 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）の払込期日から当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任するまでの期間（以下本議案において「譲渡制限期間」という。）、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
② 当該取締役が、譲渡制限期間の間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。その他、本割当株式Ⅰの全部または一部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式Ⅰを無償で取得する。
③ 当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記①に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等（以下、総称して「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただ

し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

⑦ 本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬決定及び報酬額改定の件

1．提案の概要

本議案は、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会においてご承認をいただき導入した、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする二種類の譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度のうち「業績連動型譲渡制限付株式報酬」（以下「本制度」といいます。）について、業績評価対象期間を中期経営計画期間から各事業年度に変更するとともに、導入時以降の株価の推移を踏まえて給付水準を見直すこととし、本制度に基づき対象者に付与する金銭報酬債権の総額の上限及び対象者に対して当社が発行しまたは処分する普通株式の総数の上限のご承認をお願いするものであります。

具体的には、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、年額126百万円以内といたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して当社が発行しまたは処分する普通株式の総数は年22,000株以内といたします。なお、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本議案は、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して設定されている本制度の報酬枠を変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4.⑸①役員報酬等の内容の決定に関する方針イ.（イ）」に記載のとおりでありますが、本議案及び第4号議案をご承認いただいた場合、（ご参考2）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2．本制度について

(1)本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行しまたは処分し、これを保有させるものです。本制度は、当社取締役会があらかじめ定めた業績目標の達成度により交付する譲渡制限付株式数が変動する「業績連動型譲渡制限付株式報酬」であり、譲渡制限の解除日は原則として取締役の退任日です。

本制度に基づき当社が発行しまたは処分する普通株式の総数は年22,000株以内といたします。ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。

1株当たりの払込金額は、株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

(2)譲渡制限付株式の割当て

本制度による当社の普通株式の発行または処分は、原則として業績評価対象期間である各事業年度の終了後に行い、対象取締役の役位に基づいて取締役会があらかじめ定めた株式数に取締役会があらかじめ定めた業績指標の事業年度終了時における達成度（以下「業績支給率」といいます。）（※）を乗じた株式数を譲渡制限付株式として交付します。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株当たりの払込金額に、交付株式数を乗じた額とします。

なお、当該事業年度における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。

（※）業績支給率は取締役会において定めるものとしますが、当初の事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）については下記の計算式により算出することを予定しております。

業績支給率＝連結営業利益率に基づく支給率×60％＋連結ROE（自己資本利益率）に基づく支給率×20％＋連結ROIC（投下資本利益率）に基づく支給率×20％

・各事業年度における連結営業利益率、連結ROE及び連結ROICの実績に応じて0％～200％の範囲で変動します。
・業績支給率は新たな中期経営計画策定の都度見直す予定です。

当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

① 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）の払込期日から当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任するまでの期間（以下本議案において「譲渡制限期間」という。）、本割当株式Ⅱについて譲渡制限に服する。

② 本割当株式Ⅱの全部または一部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合、当社は、本割当株式Ⅱを無償で取得する。
③ 当該取締役が任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記①に定める地位から退任した場合に限り、本割当株式Ⅱの全部について譲渡制限を解除する。
④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
⑥ 本割当契約Ⅱに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

ただし、各事業年度の終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が上記①に定める地位を退任した場合は、上記と同様の算定式を用いて算出された数の譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。また、各事業年度の終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに、死亡により対象取締役が退任する場合には、当該対象取締役の相続人に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する予定であった金銭報酬債権相当額の金銭を支払うことといたします。

各事業年度終了前に上記①に定める地位を退任した場合または一定の非違行為があった場合には株式を交付しないこととします。

また、各事業年度終了前に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、株式を交付しないこととします。

（ご参考2）第4号及び第5号議案承認可決後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1．取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様。）の個人別の報酬等（後記2及び3に定める報酬等を除く。）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬等として、役職位を基本とした月額報酬を支給し、その水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力及び責任に見合う適切な水準とする。

2．取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等の業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(1)金銭報酬（現金賞与）

社内取締役の金銭報酬（現金賞与）として、会社業績向上を図るための業績連動報酬を毎事業年度一定の時期に支給する。当該金銭報酬については、定量的な業績と定性的な評価での算定とし、定量的な業績指標は企業価値の持続的な向上の指標となる連結営業利益率、連結ROE（自己資本利益率）と連結ROIC（投下資本利益率）を選定する。なお、業績連動報酬の水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力及び責任に見合う適切な水準とした上で、具体的には下記の計算式により算出する。

現金賞与額＝役位別基礎報酬×年度業績支給率

年度業績支給率＝当該年度の連結営業利益率に基づく支給率×60％＋当該年度の連結ROE（自己資本利益率）に基づく支給率×20％＋当該年度の連結ROIC（投下資本利益率）に基づく支給率×20％

(2)業績連動型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、会社業績向上を図るための業績連動型譲渡制限付株式報酬を原則として毎事業年度終了後に支給する。当該株式報酬については、各事業年度を評価対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて定めた株式数（以下「役位別基礎株式数」という。）に取締役会があらかじめ定めた業績指標の事業年度終了時における達成度（業績支給率）を乗じた数を支給株式数とする。

業績支給率は取締役会において定めるものとするが、2024年4月1日～2025年3月31日については下記の計算式により算出する。

業績支給率＝当該年度の連結営業利益率に基づく支給率×60％＋当該年度の連結ROE（自己資本利益率）に基づく支給率×20％＋当該年度の連結ROIC（投下資本利益率）に基づく支給率×20％

当該株式報酬の交付は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることにより行う。

対象取締役の役位別基礎株式数は、中期経営計画期間中は固定するものとし、対象取締役の役位別のターゲット金額を、中期経営計画期間の初年度の当該株式報酬に係る株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数とする。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株あたりの発行価額に、支給株式数を乗じた額とする。当該株式報酬の1株あたりの発行価額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。譲渡制限の解除日は、原則として取締役の退任日とする。

3. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(1)業績連動型譲渡制限付株式報酬

上記2.（2）と同様。

(2)勤務継続型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、一定期間継続して当社の取締役を務めることを譲渡制限解除の条件とする勤務継続型譲渡制限付株式報酬を原則として毎年支給する。当該株式報酬の交付は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることにより行う。対象取締役の役位別の支給株式数は、中期経営計画期間中は固定するものとし、対象取締役の役位別のターゲット金額を、中期経営計画期間の初年度の当該株式報酬に係る株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数とする。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株あたりの発行価額に、支給株式数を乗じた額とする。当該株式報酬の1株あたりの発行価額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。

譲渡制限の解除日は、原則として取締役の退任日とする。

4. 各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役報酬制度における社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、固定報酬としての月額報酬（基本報酬）と変動報酬として(i)継続的な勤務を条件とした株式報酬、(ii)短期的な業績に連動した現金賞与、(iii)中長期的な業績に連動した株式報酬を適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させるという基本方針のもと、固定報酬（基本報酬）：勤務継続型譲渡制限付株式報酬：業績連動報酬（現金賞与）：業績連動

型譲渡制限付株式報酬＝55％：10％：25％：10％を想定している（なお、社外取締役は基本報酬のみとする。）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

(1)金銭報酬（月額報酬及び現金賞与）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び社内取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

(2)株式報酬（勤務継続型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各対象取締役の譲渡制限付株式報酬における役位別のターゲット金額、役位別基礎株式数、支給株式数及び現物出資財産としての金銭報酬債権の支給額の配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

6. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の業績が悪化したときまたは取締役が不祥事を惹起させたときは、各取締役の役員報酬の一部を支給しないことがある。

以　上

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化が進みましたが、中国における景気低迷や米国をはじめ世界各国におけるインフレや金融引き締めなどの影響の継続、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え中東情勢が緊迫化するなど先行き不透明な状況で推移いたしました。わが国経済は設備投資に一部持ち直しの動きが見られたものの、物価上昇や海外景気の下振れによる景気の下押し圧力が継続いたしました。

当社グループを取り巻く経済環境は、世界的に脱炭素化などの社会課題解決に向けた動きが加速していることを背景として、EV、再生可能エネルギー、労働生産性向上などに関連した需要が継続しているものの、部材・エネルギー価格の上昇や中国における景気低迷の影響などにより厳しい状況が継続いたしました。

このような経済環境のもとで、当社グループは当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画である「経営改革プラン」に基づき、高収益企業への変革に向けて、組織再編を中核とした経営改革、成長分野に対応した投資の推進、資本効率(ROE)の向上を目指した財務戦略の実行を推進してきました。「経営改革プラン」期間中にはコロナ禍での経済活動の停滞や、部材需給逼迫、部材・エネルギー価格の高騰などがあったものの、EV関連の設備投資需要の拡大に対応する中で、押出成形機事業が大きく貢献し、「経営改革プラン」最終年度（2023年度）の売上高、営業利益、営業利益率の目標値を超過達成いたしました。

当連結会計年度の受注高は中国におけるリチウムイオン電池向けセパレータフィルム製造装置の反動減及び景気低迷の影響を受け、1,211億5千5百万円(前連結会計年度比36.8％減、海外比率67.3%)となりました。売上高は中国におけるリチウムイオン電池向けセパレータフィルム製造装置の大幅な増加により、1,606億5千3百万円(前連結会計年度比30.4％増、海外比率73.7%)となりました。損益については、規模増加などによる増益効果により、営業利益は136億1千4百万円(前連結会計年度比136.1％増)、経常利益は146億4百万円(前連結会計年度比176.6％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は相模物流施設の事業化に係る当社相模工場の南側一部敷地の売却益の計上などにより、179億2千万円(前連結会計年度比178.2％増)となりました。なお、当社相模工場の一部敷地の売却益については、等価交換方式のため譲渡先が譲渡資産土地上に建設した建物の持分取得に充てられております。

当社グループの事業別の受注高、売上高及び営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受注高 (〔 〕内は構成比)	売上高 (〔 〕内は構成比)
成形機事業 [射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など]	百万円 89,593 〔73.9%〕	百万円 123,521 〔76.9%〕
工作機械事業 [工作機械（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など）、超精密加工機など]	22,615 〔18.7%〕	25,980 〔16.2%〕
制御機械事業 [産業用ロボット、電子制御装置など]	7,608 〔6.3%〕	9,919 〔6.2%〕
その他の事業	1,337 〔1.1%〕	1,231 〔0.7%〕
合計	121,155 〔100.0%〕	160,653 〔100.0%〕

成形機事業［射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など］

射出成形機においては、販売は国内、インドで増加したものの、米国、中国で減少いたしました。受注は国内、北米で増加したものの、中国における景気低迷の影響により減少いたしました。

ダイカストマシンにおいては、自動車向けが、販売は国内、北米、東南アジアで増加、受注は国内、韓国、インドで増加いたしました。

押出成形機においては、リチウムイオン電池向けセパレータフィルム製造装置が、販売は中国で大幅に増加、中長期におけるEVの普及拡大は予測されるものの、足元ではEV需要の伸びの鈍化、EV用電池の生産過剰等が懸念される中、セパレータフィルムの生産性を向上させる次世代機種への切換時期が重なり、受注は中国で大幅な反動減となりました。

この結果、成形機事業全体の受注高は895億9千3百万円(前連結会計年度比42.2%減、海外比率78.3%)、売上高は1,235億2千1百万円(前連結会計年度比43.7%増、海外比率84.3%)、営業利益は129億5千6百万円(前連結会計年度比180.9%増)となりました。

工作機械事業［工作機械（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など）、超精密加工機など］

工作機械においては、販売は北米におけるエネルギー関連向けが増加したものの、国内における産業機械向けが減少いたしました。受注は北米におけるエネルギー関連向けが増加したものの、中国における景気低迷の影響により減少いたしました。

超精密加工機においては、販売は中国における車載用光学系金型向けが増加したもの

のスマートフォン用光学系金型向けが減少いたしました。受注は中国における光学系金型向けが減少いたしました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は226億1千5百万円(前連結会計年度比13.7%減、海外比率47.8%)、売上高は259億8千万円(前連結会計年度比4.9%減、海外比率52.6%)、営業利益は5億8百万円(前連結会計年度比5.2%減)となりました。

制御機械事業［産業用ロボット、電子制御装置など］

制御機械においては、販売は国内における電子制御装置及びシステムエンジニアリングが増加いたしました。受注は国内、中国における産業用ロボットが減少いたしました。

この結果、制御機械事業全体の受注高は76億8百万円(前連結会計年度比17.1%減、海外比率7.4%)、売上高は99億1千9百万円(前連結会計年度比14.5%増、海外比率6.0%)、営業利益は3億3千3百万円(前連結会計年度比31.3%減)となりました。

その他の事業

その他の事業全体の受注高は13億3千7百万円(前連結会計年度比3.2%増、海外比率1.1%)、売上高は12億3千1百万円(前連結会計年度比1.5%減、海外比率1.8%)、営業損失は2億2千3百万円(前連結会計年度は営業利益1億4千1百万円)となりました。

⑵ 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は128億4千7百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社

相模工場	建物（物流施設）	増設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

・子会社

SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	建物（工場）	増設

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

⑶ 対処すべき課題

① 2023年度を最終年度とする中期経営計画「経営改革プラン」の成果

当社グループは、「経営改革プラン」最終年度である2023年度の目標値として、売上高1,350億円、営業利益率8.0%、配当性向40%目途、ROE8.5%を設定し、高収益企業への変革に向けて、組織再編を中核とした経営改革、成長分野に対応した投資の推進、資本効率（ROE）の向上を目指した財務戦略の実行に取り組んでまいりました。

高収益企業への変革に向けた組織再編につきましては、これまで以上に全体最適を進めるため「事業部制」を廃止し、「カンパニー制」を採用いたしました。全社における研究開発の推進と調達を含めた生産活動の円滑化のため、「R&Dセンター」及び「生産センター」を創設いたしました。併せて、最適資源配分と固定費削減に向けた希望退職と配置転換を実施いたしました。また、多様な人材の処遇、キャリア形成、専門的人材の活躍が可能な新人事制度を導入いたしました。

生産性改善に向けて、国内外生産拠点の役割を見直し、再編を進めてまいりました。世界的なEV化の流れを背景にEVの動力源となるリチウムイオン電池への高い需要から、その部材であるセパレータフィルムの製造装置の増産体制を構築いたしました。今後持続的な経済成長が期待できるインドにおきましては、射出成形機の生産能力増強のため、インド新工場の建設を進めてまいりました。新工場では油圧式中大型機の増産及び電動式機種の生産を計画しております。また、国内外の生産拠点再編に伴い、相模工場一部敷地の有効活用のため、物流施設の事業化を開始いたしました。

これらの取り組み等により、「経営改革プラン」最終年度（2023年度）の定量目標として設定した売上高、営業利益率、ROEの目標値を超過達成いたしました。

② 目標とする経営指標及び対処すべき課題

【中計2026の定量目標】

定量目標 2026年度目標値 連結ベース	売上高 2,000億円	営業利益率 10.0%	ROE 9.5%以上

米中貿易摩擦、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学リスク継続、部材・エネルギー価格の上昇などにより、当社グループを取り巻く経営環境は不透明、不確実性が増しております。当社グループは、次の時代へ向かって「経営改革プラン」で進めてまいりました内部構造改革の成果をもとに、2026年度を最終年度とする新中期経営計画「中計2026」を進めてまいります。新たな定量目標を設定し、その達成に向け、事業ポートフォリオの変革を中心とした各種施策を遂行してまいります。

販売戦略につきましては、欧州・北米・インド市場へ経営リソース投入による売上規模拡大、サービス事業の強化、生産年齢人口の減少を背景とした顧客からの生産工程の自動化ニーズに対応するためのシステムエンジニアリング販売等により、利益率の改善を図ってまいります。

生産戦略につきましては、更なる生産性の改善やインド新工場での射出成形機の増産、沼津工場再編を進めてまいります。DX戦略を推進し、高品質なモノづくりを実現

してまいります。

事業戦略につきましては、今後製造業が直面する「メガトレンド」に卓越した技術力で応え、社会的課題の解決と企業価値向上の両立を目指すため策定した「長期ビジョン2030」をもとに、エネルギー関連と生産性の向上を軸として事業ポートフォリオを設定することで、目指すポートフォリオに向けた技術開発を推進し、常に顧客に寄り添いニーズに合った商品を創出、提供し続けてまいります。特に車載用電池として、リチウムイオン電池から将来置き換わるとされる次世代電池に対応する技術・製品の開発に引き続き注力してまいります。また、M&A／アライアンスなどを活用し、当社グループの企業価値向上に向けた投資を推進してまいります。

引き続き、法令遵守、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底、事業ポートフォリオ変革と連携した人材戦略、社会貢献への積極的な取り組みなど、ESG経営の推進により持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第98期(2020年度)	第99期(2021年度)	第100期(2022年度)	第101期(2023年度)
受注高(百万円)	88,619	164,277	191,653	121,155
売上高(百万円)	92,635	107,777	123,197	160,653
経常利益(百万円)	872	4,544	5,279	14,604
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,898	3,725	6,441	17,920
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△120.05	154.27	266.63	741.57
総資産(百万円)	134,296	166,989	205,100	253,172
純資産(百万円)	82,152	83,515	89,118	111,705

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しております。なお、当該適用にあたっては、「収益認識に関する会計基準」第89－2項に定める経過的な取扱いに従っております。

⑸ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
当社には会社法に規定される親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
芝浦機械エンジニアリング株式会社	百万円 100	% 100.0	成形機等の販売・サービス
東栄電機株式会社	百万円 350	100.0	制御機械の製造・販売
テクノリンク株式会社	百万円 60	100.0	合理化、省力化システムの企画・設計・製造並びに販売
芝浦セムテック株式会社	百万円 50	100.0	環境測定機器の販売・サービス、環境測定・分析業務
芝浦産業株式会社	百万円 50	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	千人民元 82,770	100.0	成形機、制御機械の製造・販売
SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.	千人民元 3,139	100.0	成形機、工作機械、制御機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.	千人民元 3,514	100.0	成形機の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	千タイバーツ 800,000	※ 100.0	成形機の製造・販売
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	千インドルピー 299,745	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	千タイバーツ 54,000	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポールドル 2,400	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	千米ドル 23,000	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。
3. 当社は、2024年3月1日付でポッカマシン株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社は2024年4月1日付でテクノリンク株式会社に商号変更いたしました。

⑹ 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事業	主要製品
成形機事業	射出成形機　ダイカストマシン　押出成形機
工作機械事業	大型機　門形機　横中ぐり盤　立旋盤　超精密加工機
制御機械事業	産業用ロボット　電子制御装置
その他の事業	材料加工　環境測定など

⑺ 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

当社	本社	東京本社（東京都千代田区内幸町二丁目2番2号） 沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	支店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府東大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営業所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

（注）関西支店は、2024年3月25日をもって、大阪府大阪市から同府東大阪市に移転しております。

② 国内子会社の主要な営業所及び工場

芝浦機械エンジニアリング株式会社	本社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)
東栄電機株式会社	静岡県三島市
テクノリンク株式会社	愛知県岩倉市
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

（注）当社は、2024年3月1日付でポッカマシン株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社は2024年4月1日付でテクノリンク株式会社に商号変更いたしました。

③　海外子会社の主要な営業所及び工場

SHIBAURA MACHINE（SHANGHAI）CO., LTD.	中国 上海市
SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.	中国 上海市
SHIBAURA MACHINE（SHENZHEN）CO., LTD.	中国 深せん市
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING（THAILAND）CO., LTD.	タイ ラヨーン県
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市
SHIBAURA MACHINE（THAILAND）CO., LTD.	タイ バンコク都
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	米国 イリノイ州

⑻　従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,057名	＋20名

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,663名	△20名	43.6歳	19.3年

（注）上記には、使用人兼務取締役及び子会社等への出向者を含んでおりません。

⑼　主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,610百万円
株式会社静岡銀行	2,610

⑽　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　72,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　26,977,106株（自己株式　2,809,953株を含む）
(3) 株　主　数　　21,223名（前期末比　10,094名増）
(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,269千株	13.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	976	4.04
野村證券株式会社自己振替口	700	2.90
株式会社静岡銀行	596	2.47
芝浦機械従業員持株会	544	2.25
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FORTHIRD PARTY	514	2.13
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	491	2.04
芝浦機械取引先持株会	471	1.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUX EMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS：CLIENT OMNI OM25	349	1.45
BBH FOR GLOBAL X ROBOTICS AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE ETF	337	1.40

（注）1. 当社は、自己株式を2,809,953株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	4,845株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(5)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯　村　幸　生	－
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 最高執行責任者	坂　元　繁　友	－
取締役　専務執行役員	小　林　昭　美	輸出管理本部長兼相模工場長、R&Dセンター分担、 品質保証統括責任者
取締役　専務執行役員 最高財務責任者	大　田　浩　昭	経営企画本部分担、経営管理本部分担
取締役	佐　藤　　潔	マツダ株式会社社外取締役
取締役	岩　崎　清　悟	スター精密株式会社社外取締役 株式会社村上開明堂社外取締役
取締役	井　上　　弘	－
取締役	寺　脇　一　峰	シン・ベル法律事務所弁護士 キユーピー株式会社社外監査役 株式会社商工組合中央金庫社外監査役 鹿島建設株式会社社外取締役
取締役	早　川　知　佐	カルビー株式会社執行役員カルビーアジア・オセアニアリージョンCFO 株式会社ミルボン社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	髙　橋　　宏	－
取締役（監査等委員）	今　村　昭　文	ひびき法律事務所パートナー弁護士 ＪＢＣＣホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 大友ロジスティクスサービス株式会社社外監査役 株式会社協和精工社外監査役
取締役（監査等委員）	荻　　茂　生	荻公認会計士事務所公認会計士 アルコニックス株式会社社外監査役

（注）1. 2023年6月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役宇佐美豊氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2023年6月26日開催の第100回定時株主総会において、新たに荻茂生氏が監査等委員である取締役に就任いたしました。
3. 取締役佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐、今村昭文、荻茂生の七氏は、社外取締役であります。また、社外取締役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、髙橋宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 常勤監査等委員である取締役髙橋宏氏及び監査等委員である取締役荻茂生氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査等委員である取締役髙橋宏氏は、過去に当社財務部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
・監査等委員である取締役荻茂生氏は、公認会計士の資格を有しております。
6. 重要な兼職の状況に関する異動は、以下のとおりです。
・取締役佐藤潔氏は、2023年6月21日付で稲畑産業株式会社の社外取締役を退任いたしました。
・取締役寺脇一峰氏は、2023年6月28日付で鹿島建設株式会社の社外監査役を退任し、社外取締役に就任いたしました。
・取締役早川知佐氏は、2023年4月1日付でカルビー株式会社の執行役員カルビーアジア・オセアニアリージョンCFOに就任いたしました。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 最高執行責任者	坂元繁友	－
取締役　専務執行役員	小林昭美	輸出管理本部長兼相模工場長、R&Dセンター分担、 品質保証統括責任者
取締役　専務執行役員 最高財務責任者	大田浩昭	経営企画本部分担、経営管理本部分担
専務執行役員	小池純	成形機カンパニー長 SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD. 董事長
専務執行役員	後藤英一	生産センター長兼沼津工場長、全社環境責任者 SHIBAURA MACHINE（SHANGHAI）CO., LTD. 董事長 芝浦セムテック株式会社　取締役社長
常務執行役員	伊藤雅文	制御機械カンパニー長 東栄電機株式会社　取締役社長
常務執行役員	東浩	SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA President
常務執行役員	甲斐義章	経営企画本部長兼経営管理本部長
常務執行役員	長谷川豊	営業戦略本部長兼東京本店長 SHIBAURA MACHINE EUROPE S.R.L. Chairman
常務執行役員	石見和久	成形機カンパニー 押出管掌
常務執行役員	小久保光典	R&Dセンター長兼R&Dセンター 研究開発部長
常務執行役員	冨田佳一	工作機械カンパニー長兼御殿場工場長
執行役員	百々隆介	法務本部長兼企業提携本部長兼経営企画本部副本部長兼 秘書室長兼企業提携本部ＣＲＥ企画部長
執行役員	稲津正人	工作機械カンパニー 工作機械営業部長
執行役員	高津英生	SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. Managing Director
執行役員	小澤浩二	経営企画本部経営企画部長
執行役員	葛西敏裕	成形機カンパニー 成形機カンパニー室長
執行役員	Kumar Mathrubootham	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED Managing Director

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑶ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役全員（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

⑸ 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを代表取締役会長からの報告により確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ア．基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等として、役職位を基本とした月額報酬を支給し、その水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力及び責任に見合う適切な水準とする。

イ．業績連動報酬等に関する方針

（ア）金銭報酬（現金賞与）

社内取締役の金銭報酬（現金賞与）として、会社業績向上を図るための業績連動報酬を毎事業年度一定の時期に支給する。当該金銭報酬については、定量的な業績と定性的な評価での算定とし、定量的な業績指標は企業価値の持続的な向上の指標となる連結営業利益率と連結ROE（自己資本利益率）を選定する。なお、業績連動報酬の水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力及び責任に見合う適切な水準とする。

（イ）業績連動型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、会社業績向上を図るための業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給する。当該株式報酬について、業績支給率は取締役会において定めるものとするが、当初の業績評価対象期間については下記の計算式により算出する。

業績支給率＝連結営業利益率に基づく支給率×70％＋連結ROE（自己資本利益率）に基づく支給率×30％

ウ．非金銭報酬等に関する方針

（ア）業績連動型譲渡制限付株式報酬

上記イ．（イ）と同様。

（イ）勤務継続型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、一定期間継続して当社の取締役を務めることを譲渡制限解除の条件とする勤務継続型譲渡制限付株式報酬を支給する。

エ．報酬等の割合に関する方針

取締役報酬制度における社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、固定報酬としての月額報酬（基本報酬）と変動報酬として(i)継続的な勤務を条件とした株式報酬、(ⅱ)短期的な業績に連動した現金賞与、(ⅲ)中長期的な業績に連動した株式報酬を適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる。

オ．報酬等の決定の委任に関する方針

（ア）金銭報酬（月額報酬及び現金賞与）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び社内取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

（イ）株式報酬（勤務継続型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、対象取締役の譲渡制限付株式報酬における現物出資財産としての金銭報酬債権の支給額の配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

カ．上記のほか報酬等の決定に関する事項

当社の業績が悪化したときまたは取締役が不祥事を惹起させたときは、各取締役の役員報酬の一部を支給しないことがある。

② 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長飯村幸生氏に対し取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとしております。

委任された権限の内容並びに当該権限が適切に行使されるようにするための措置の内容は、上記4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針オ.のとおりであります。

代表取締役会長へ委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。

③　勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容

勤務継続型譲渡制限付株式報酬による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」という。）を締結するものといたします。

ア．対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

イ．当該取締役が、譲渡制限期間の間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ウ．上記ア.の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記イ.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記イ.に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

エ．当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記ウ.の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

オ．上記ア.の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等（以下、総称して「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

カ．上記オ.に規定する場合においては、当社は、上記オ.の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

キ．本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

④　業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容

業績連動型譲渡制限付株式報酬による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役（ただし、業績評価対象期間の最終年度終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した者（以下「退任者」という。）を除く。）との間で業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

ア．対象取締役は、退任までの間、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

イ．一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

ウ．その他、当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

なお、当社が退任者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものといたします。また、死亡等により対象取締役が退任する場合には、当該対象取締役の相続人に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権相当額の金銭で支払うこととといたします。

⑤　取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞　与	業績連動型株式報酬	勤務継続型株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	302 (50)	140 (50)	97 (－)	41 (－)	22 (－)	9 (5)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37 (19)	37 (19)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合　　計 （うち社外取締役）	340 (69)	178 (69)	97 (－)	41 (－)	22 (－)	13 (8)

（注）1. 上記には、2023年6月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当事業年度において在任した使用人兼務取締役はおりません。

3. 金銭報酬（現金賞与）に係る業績指標は、当事業年度の連結営業利益率及び連結ROE（自己資本利益率）であり、これらの業績指標を選定した理由は、これらの業績指標は、企業価値の持続的な向上の指標となるためです。金銭報酬（現金賞与）の額の算定方法は、「4.(5)①役員報酬等の内容の

決定に関する方針イ.（ア）」のとおりであります。なお、当該業績指標に関する実績は、連結営業利益率8.5%、連結ROE（自己資本利益率）17.8%であります。

4. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標は、中期経営計画の最終事業年度の連結営業利益率及び連結ROE（自己資本利益率）であり、これらの業績指標を選定した理由は、これらの業績指標は、企業価値の持続的な向上の指標となるためです。業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定方法は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針イ.（イ）」のとおりであります。なお、当事業年度は中期経営計画の最終事業年度であり、当該業績指標に関する実績は、連結営業利益率8.5%、連結ROE（自己資本利益率）17.8%であります。
5. 勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.（イ）及び③勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
6. 業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.（ア）及び④業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容」のとおりであります。また、当事業年度における交付はありません。
7. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人兼務分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、9名（うち社外取締役5名）です。
8. 金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の株式報酬の額として勤務継続型譲渡制限付株式報酬は年額25百万円以内、株式数の上限を年19,000株以内とし、勤務継続型譲渡制限付株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。当該割当契約の概要は、「4.(5)③勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容」のとおりであります。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。また、当該株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の株式報酬の額として業績連動型譲渡制限付株式報酬は年額75百万円以内、株式数の上限を年57,000株以内とし、業績連動型譲渡制限付株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。当該割当契約の概要は、「4.(5)④業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容」のとおりであります。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
9. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。

⑹　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	佐藤　潔	マツダ株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	岩崎清悟	スター精密株式会社社外取締役 株式会社村上開明堂社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	井上　弘	－	－
取締役	寺脇一峰	シン・ベル法律事務所弁護士 キユーピー株式会社社外監査役 株式会社商工組合中央金庫社外監査役 鹿島建設株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	早川知佐	カルビー株式会社執行役員カルビーアジア・オセアニアリージョンCFO 株式会社ミルボン社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	今村昭文	ひびき法律事務所パートナー弁護士 JBCCホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 大友ロジスティクスサービス株式会社社外監査役 株式会社協和精工社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	荻　茂生	荻公認会計士事務所公認会計士 アルコニックス株式会社社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	佐藤 潔	17回中17回（100%）	–	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会に所属し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、指名諮問委員会においては、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	岩崎清悟	17回中17回（100%）	–	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会に所属し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、報酬諮問委員会においては、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	井上 弘	17回中17回（100%）	–	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。
取締役	寺脇一峰	17回中17回（100%）	–	検察官及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、法律面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	早川知佐	17回中16回（94%）	–	他社での豊富な業務経験と税理士、証券アナリストとしての高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定の決定過程における監督機能を担っております。

区　分	氏　　名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	今村昭文	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、法律面に関し発言を行うとともに、監査等委員会において監査に関し法的視点から発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	荻　茂生	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行うとともに、監査等委員会において監査に関し財務的視点から発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

（注）荻茂生氏の取締役会及び監査等委員会出席状況は、2023年6月26日の就任後に開催された取締役会及び監査等委員会のみを対象としています。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑷ 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の海外連結子会社SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICAは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

⑸ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑹ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、また、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

6．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。

係る認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、人的資本の強化や生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

当期につきましては、第2四半期末配当は1株当たり70.0円を実施いたしました。期末配当は1株当たり70.0円とさせていただきます。この結果、年間で1株当たり140.0円とさせていただきます。

連結貸借対照表

（2024年3月31日現在）

（単位　百万円：切り捨て）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**203,059**	**流動負債**	**130,329**
現金及び預金	51,669	支払手形及び買掛金	31,016
受取手形、売掛金及び契約資産	30,354	短期借入金	11,030
商品及び製品	69,097	リース債務	247
仕掛品	33,283	未払法人税等	4,134
原材料及び貯蔵品	42	未払費用	3,310
その他の流動資産	18,662	契約負債	75,070
貸倒引当金	△51	賞与引当金	2,725
固定資産	**50,113**	製品保証引当金	877
有形固定資産	**33,522**	その他の流動負債	1,917
建物及び構築物	19,144	**固定負債**	**11,137**
機械装置及び運搬具	3,349	リース債務	526
土地	6,852	長期未払金	5
リース資産	728	繰延税金負債	3,574
建設仮勘定	2,566	役員退職慰労引当金	27
その他の有形固定資産	881	退職給付に係る負債	6,610
無形固定資産	**1,219**	資産除去債務	393
のれん	463	**負債合計**	**141,466**
その他の無形固定資産	755	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**15,370**	**株主資本**	**95,286**
投資有価証券	13,752	**資本金**	**12,484**
出資金	241	**資本剰余金**	**11,538**
長期貸付金	3	**利益剰余金**	**79,140**
繰延税金資産	584	**自己株式**	**△7,877**
その他の投資	1,321	**その他の包括利益累計額**	**16,419**
貸倒引当金	△532	**その他有価証券評価差額金**	**8,123**
		為替換算調整勘定	**6,672**
		退職給付に係る調整累計額	**1,623**
		純資産合計	**111,705**
資産合計	**253,172**	**負債・純資産合計**	**253,172**

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位　百万円：切り捨て）

科目	金	額
売上高		**160,653**
売上原価		**110,024**
売上総利益		**50,628**
販売費及び一般管理費		**37,014**
営業利益		**13,614**
営業外収益		
受取利息及び配当金	697	
その他の営業外収益	1,147	1,845
営業外費用		
支払利息	201	
その他の営業外費用	653	855
経常利益		**14,604**
特別利益		
固定資産売却益	10,829	
投資有価証券売却益	91	10,920
特別損失		
固定資産処分損	55	
関係会社株式評価損	148	204
税金等調整前当期純利益		**25,321**
法人税、住民税及び事業税	4,558	
法人税等調整額	2,841	7,400
当期純利益		**17,920**
親会社株主に帰属する当期純利益		**17,920**

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位　百万円：切り捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,484	11,538	64,594	△7,889	80,727
当期変動額					
剰余金の配当			△3,383		△3,383
親会社株主に帰属する当期純利益			17,920		17,920
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬			8	13	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	14,546	12	14,559
当期末残高	12,484	11,538	79,140	△7,877	95,286

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,065	4,478	△152	8,390	89,118
当期変動額					
剰余金の配当					△3,383
親会社株主に帰属する当期純利益					17,920
自己株式の取得					△0
譲渡制限付株式報酬					22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,058	2,193	1,776	8,028	8,028
当期変動額合計	4,058	2,193	1,776	8,028	22,587
当期末残高	8,123	6,672	1,623	16,419	111,705

貸借対照表

（2024年3月31日現在）

（単位　百万円：切り捨て）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**165,053**	**流動負債**	**119,385**
現金及び預金	38,567	支払手形	2,068
受取手形	4,214	買掛金	24,752
売掛金及び契約資産	21,379	短期借入金	10,135
商品及び製品	61,199	リース債務	14
仕掛品	21,003	未払金	89
原材料及び貯蔵品	42	未払法人税等	3,466
短期貸付金	822	未払費用	2,449
未収入金	8,810	契約負債	73,211
その他の流動資産	9,030	賞与引当金	2,222
貸倒引当金	△18	製品保証引当金	714
固定資産	**52,795**	その他の流動負債	262
有形固定資産	**26,116**	**固定負債**	**10,129**
建物及び構築物	17,781	リース債務	31
機械及び装置	2,459	長期未払金	5
車両及び運搬具	13	繰延税金負債	3,077
工具、器具及び備品	616	退職給付引当金	6,659
土地	5,126	資産除去債務	355
リース資産	41	**負債合計**	**129,515**
建設仮勘定	77	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**533**	**株主資本**	**80,209**
その他の無形固定資産	533	**資本金**	**12,484**
投資その他の資産	**26,145**	**資本剰余金**	**11,538**
投資有価証券	13,495	資本準備金	11,538
関係会社株式	7,609	**利益剰余金**	**64,063**
関係会社出資金	1,521	その他利益剰余金	64,063
長期貸付金	3,027	固定資産圧縮積立金	5,810
長期前払費用	13	繰越利益剰余金	58,253
その他の投資	1,011	**自己株式**	**△7,877**
貸倒引当金	△534	**評価・換算差額等**	**8,123**
		その他有価証券評価差額金	**8,123**
		純資産合計	**88,333**
資産合計	**217,849**	**負債・純資産合計**	**217,849**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位　百万円：切り捨て）

科目	金	額
売上高		**126,579**
売上原価		**92,257**
売上総利益		**34,321**
販売費及び一般管理費		**24,466**
営業利益		**9,854**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,951	
その他の営業外収益	946	2,897
営業外費用		
支払利息	139	
その他の営業外費用	649	788
経常利益		**11,962**
特別利益		
固定資産売却益	10,828	
投資有価証券売却益	91	10,920
特別損失		
固定資産処分損	54	
関係会社株式評価損	148	203
税引前当期純利益		**22,679**
法人税、住民税及び事業税	3,321	
法人税等調整額	2,687	6,009
当期純利益		**16,670**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位　百万円：切り捨て）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,484	11,538	11,538	183	50,584	50,767	△7,889	66,900
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立				5,975	△5,975	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩				△347	347	－		－
剰余金の配当					△3,383	△3,383		△3,383
当期純利益					16,670	16,670		16,670
自己株式の取得							△0	△0
譲渡制限付株式報酬					8	8	13	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	－	5,627	7,669	13,296	12	13,309
当期末残高	12,484	11,538	11,538	5,810	58,253	64,063	△7,877	80,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,065	4,065	70,966
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△3,383
当期純利益			16,670
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,058	4,058	4,058
当期変動額合計	4,058	4,058	17,367
当期末残高	8,123	8,123	88,333

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

芝 浦 機 械 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　原　義　勝

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　久　保　豊

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、芝浦機械株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芝浦機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

芝浦機械株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　原　義　勝

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　久　保　豊

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、芝浦機械株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

⑴　監査等委員会が定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。

⑵　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑶　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

芝浦機械株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員(議長)　髙　橋　　宏　㊞

監　査　等　委　員　　今　村　昭　文　㊞

監　査　等　委　員　　荻　　茂　生　㊞

（注）監査等委員今村 昭文及び荻 茂生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号　八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲　3階　「ROOM1+2+3」



「日本橋駅」A7出口　直結（東京メトロ東西線・銀座線、都営地下鉄浅草線）

「東 京 駅」八重洲北口徒歩約４分（JR線、東京メトロ丸ノ内線）

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。